

第 705 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成 31 年 3 月 11 日（月）

午後 3 時 30 分開会

○青少年課長 本日の傍聴人等をご案内します。傍聴人は 7 人となっております。

(傍聴人入室)

○青少年課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

まず、委員の交代についてでございます。当審議会第 4 号委員に就任いたしました委員をご紹介します。警視庁生活安全部少年非行対策官奥友委員でございます。

○奥友委員 奥友です。よろしくお願いいたします。

○青少年課長 次に、現在ご出席いただいております委員の方は 18 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことを、ご報告申し上げます。

それでは、審議会を始めさせていただきます。会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第 705 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2、条例に基づく事務の施行経過等について、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。次第と書かれております資料の 1 ページをご覧ください。前回の審議会以降の 2 月 12 日から 3 月 10 日までに実施いたしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については、2 誌を指定図書とすることを決定いたしました。2 月 14 日にプレス発表、店舗等への通知を行い、2 月 15 日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ「ファミリールール講座」を 14 回開催いたしました。

立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、3 月 6 日に出版業界自主規制団体の打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」として取りまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また、資料2ページから過去1年間の不健全図書類の指定実績を、4ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございしますが、墨回指定による勧告の対象社は、今月もございません。

続いて、5ページをご覧ください。こちらは、都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の2月分の状況でございます。平成31年2月までに委嘱しております協力員は、824名でございます。2月の活動者数は154名、調査店舗数は763店舗でございます。確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マークつきの図書類の「表示図書類」、コンビニなどで販売されている、青い半透明のシールでとめることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

まず、不健全図書として指定した図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。表示図書類につきましては、1店舗で包装が適切にされておらず、4店舗で区分陳列が適切にされていませんでした。類似図書類については、4店舗で区分陳列が適切にされておりました。また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は13店舗ありました。なお、今月は不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

次の6ページには、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

一番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が5店舗ございました。表示図書類及び類似図書類で問題がある店舗はございませんでした。

二番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、問題のあった店舗はございませんでした。

三番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、カラオケボックスで青少年制限掲示に問題があった店舗が1店舗ございました。また、まんが喫茶、ネットカフェ、それぞれ1店舗において、年齢確認が実施されておりました。また、ネットカフェにおいて、フィルタリングが導入されていない店舗が1店舗ございました。

四番目の表、古物商への立入調査は実施いたしませんでした。問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続いて7ページをご覧ください。こちらは雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届け出等の施行状況でございます。図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届け出をすることとなります。

①は、3月1日現在の区市町村別届出箇所台数一覧でございます。設置箇所数は13箇所、設置台数は40台で、先月から変わりはありません。自動販売機立入調査については、2台調査を行ったところでございますが、問題があるものはありませんでした。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。先ほど、本日の諮問事項を不健全図書類の指定と申し上げましたが、不健全図書類の指定と、優良映画の推奨、その二つについての諮問についてでございますので、よろしくお願いいたします。訂正させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

まず、計2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。「調査・審議事項」と記載されております資料の1ページをご覧ください。諮問第1121号でございます。

さらに、2ページにございます「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」をご覧ください。

こちらに記載されました図書類は、平成31年1月31日から平成31年2月27日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました、計121誌のうちから、8ページ、9ページに記載してございます。条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

まず、図書名1が『NICHIBUNCOMICS KARENCOMICS 兄貴のケツにお金をもじ込んでやった

結果』、平成 31 年 2 月 10 日に株式会社日本文芸社より発行されております。過去 1 年間の指定実績はございません。

図書名 2 が『BAMBOOCOMICS REIJIN uno! 桜田先輩改造計画』、平成 31 年 2 月 21 日に株式会社竹書房より発行されております。過去 1 年間の指定実績は 2 回です。

該当箇所につきましては、「全編大部分」でございます。該当指定基準は、施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、3 月 6 日に自主規制団体から意見を聴取して、3 ページ、4 ページに取りまとめてございますのでご覧ください。

当日は、17 名の方が出席されました。

まず、図書名の 1 『NICHIBUNCOMICS KARENCOMICS 兄貴のケツにお金をもじ込んでやった結果』でございます。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が 13 名でございます。その主な内容は、「男性器、挿入部分の修整が甘く、卑わいな感じを与えている。血のつながっていない兄弟の恋愛というストーリー性はあるものの、性交シーンを描くための設定という印象は否めない。指定該当」などでございます。「指定非該当」の意見の方は 2 名で、その主な内容は、「性交場面が多く、体液も多いが暴力的ではない。性器も微妙にわからなくなっている。ストーリーもあり許容の範囲内。指定非該当」などでございます。なお、保留の方が 2 名おられました。

続きまして、図書名 2 『BAMBOOCOMICS REIJIN uno! 桜田先輩改造計画』です。

自主規制団体のご意見といたしましては「指定やむなし」の意見が 14 名です。その主な内容は、「緊縛、拘束具の使用描写は多いがどれもコミカルで『人格否定』という深刻な印象はもたなかった。しかし男性器の修整が不十分で形状がはっきりとわかり、露骨で卑わいな描写である。指定該当」などでございます。「指定非該当」の方は 1 名で、その内容は、「マニアックなジャンルではあるが、性交シーンの前後、最中と構わずにコミカルなオチが展開する作品。拘束具や体液描写はあるもののギャグ要素の印象が強く、卑わい感をおぼえなかった。指定非該当」などでございます。なお、保留の方が 2 名おられました。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご質問等ございま

すか。

では、特によろしければ、調査に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

(図書審査)

○会長 では、図書をご覧いただけたようですので、各委員の方からご意見をお伺いしたいと
思います。2誌続けてお願いいたします。

それでは、F委員からよろしく願いいたします。

○F委員 はい。2誌ともで回答をさせてください。内容よりもまず全編大部分、もう性交シー
ンありきの図書としてしか見られず、また今回2誌ともちょっと修整が甘く、形状が余り
にもリアルに伝わり過ぎるかなというところも考えて、2誌とも指定該当でお願いしたいで
す。

○会長 では、J委員。

○J委員 私も2誌とも指定やむなしと思っています。両方とも修整が少し甘い。1誌目は甘
いというか、この形に他のスクリーントーンを打って貼ってということをしているところ
は、むしろ強調してしまっているのかなと思うところもありました。あと、2誌目のほうは、
少し暴力的な内容であったり、人格否定のところも気になりました。

○会長 D委員。

○D委員 私も、2誌とも指定でお願いします。1誌目のほうは、修整はまあされているよう
な感じはしますが、やっぱり性交の場面が非常に多いし、性描写の場面が非常に多いとい
う感じがしました。2誌目もやはり性的描写が多いということと、やっぱり消し方と言うか、
消せばいいというものでもないと思いますので、指定でお願いします。

以上です。

○会長 では、森山委員。

○森山委員 2誌とも修整が甘いと思いますので、区分陳列指定していただきたいと思います。

○会長 H委員。

○H委員 毎回この打合せ会のコメント内容が、業界としては判断の一つの基準だと思うんで
すけども、今回も大多数の方が、区分陳列やむなしとしている理由が、今おっしゃったよう
なことに加えて、1誌目は、これは明らかに中に一人の高校生らしい未成年と思しき人物と
かが出てきて、特にそのお金と性をコミカルに描写はしているんですけども、絡ませている
ところは、読者の対象は、未成年者ではない人が読む分には構わないと思いますけど、そこ

のところの区別がついていないということですね。

それから、2誌目は、男性器を修整しているつもりが、逆に誇張しているように見えますし、性交シーンもそういう意味では消しが強調しているような節があって、これも問題だと思います。やはり、縄で縛って吊るすみたいなサドマドものは大人の世界なんであって、これをその青少年に読ませる、特に性的なものに絡めてこれをやるのは、賛成できないですね。両方とも区分陳列でお願いしたいと思います。

○会長 次に B 委員。

○B 委員 私も、肛門にお金を入れるカットは初めてなので、買春行為も伺わせるような絵ですし、やはり擬音とか体液の描写も多いですので、指定でお願いいたします。

2誌目のほうは、最初の1枚目がもう縄で縛りつけている絵ですしね、後半も器具とか鞭で人格否定の描写が多いですし、これもまた指定でお願いしたいと思います。

○会長 K 委員。

○K 委員 2誌とも指定でお願いします。理由は皆さんがお話ししているとおりです。

○会長 E 委員。

○E 委員 2誌とも成人向け図書だと思います。区分陳列をお願いします。

○会長 では、次、中崎委員。

○中崎委員 私も2誌とも指定でお願いします。

○会長 鈴木委員。

○鈴木委員 私も2誌とも指定が適当だと考えます。

○会長 次に G 委員。

○G 委員 私も2誌とも指定ということで、よろしいと思います。皆さんのおっしゃっているように、消していることによって逆に男性器を強調していると感じられます。2誌目のほうに関しましては、SMシーンと性描写合わせて、余計にアピールしているような感じですので、2誌とも指定でお願いします。

○会長 I 委員。

○I 委員 2誌とも指定やむなしでお願いいたします。1作目のほうは、これはもう買春、お金と性行為を結びつけているところが非常に問題ですし、2誌目は、コミカルで笑わせれば何を描写してもいいというものではないので、やはり両誌とも性描写が露骨な部分が多いので、指定やむなしでお願いいたします。

○会長 C 委員。

○C 委員 私も 2 誌とも指定でお願いいたします。1 誌目はですね、血のつながっていない弟のために、性的な自己犠牲を強いながら何とかその弟の幸せを考えているというところは、ちょっとどうかなというところもあり、しょうがないなと思いました。

それから、2 誌目のほうはですね、やっぱり S M プレイとか縄で縛ったり、首を絞めたりと、そういうこともあって、指定やむなしでお願いします。

○会長 では、奥友委員。

○奥友委員 私も 2 誌とも指定でお願いしたいと思います。これについては皆さんと一緒になんですが、修整されているとはいえ、描写については両方とも卑わいということ。2 誌目は、先ほど他の委員がおっしゃったように、暴力的な部分もありますので、2 誌とも指定でお願いします。

○会長 西尾委員。

○西尾委員 2 誌ともに指定該当でお願いいたします。性器の修整が甘くて卑わい感を感じます。また、2 番目につきましては、暴力性もございますので、該当でお願いいたします。

○会長 A 委員。

○A 委員 2 誌とも指定該当でお願いします。

○会長 では、最後に会長代理。

○会長代理 2 誌とも指定でお願いします。理由は、これまで皆さんおっしゃられたところに尽きていると思いますが、特に 1 誌目のほうは、お金と性を結びつけている。それから後のほうは、性器の描写がぼかしながらもかなり強調されているということが問題だと思います。

○会長 では、最後に私ですが、もう皆様で言い尽くされているとおり、全体としては 2 誌とも非常に性交シーンが多いのですけれども、それに加えてやはりお金と結びつけたもの。2 誌目のほうは、暴力的なシーンがいわゆる人格否定的な印象を私としては受けました。二誌とも区分陳列でお願いしたいと思います。

では、以上で皆様からご意見を伺いまして、今回の 2 誌につきましては、指定該当ということで答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○会長 では、2 誌とも指定ということで、答申させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、次に議事を進めさせていただきます。優良映画の推奨について、事務局から説

明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、続きまして優良映画の推奨についてご説明いたします。

まず、資料 11 ページに優良映画等に関する推奨に関する条例等を記載しております。それぞれの映画が、条例施行規則第 1 号から第 6 号のいずれかに該当するものであると推奨することになります。

では、諮問の内容についてご紹介いたします。資料の 12 ページをお開きください。諮問第 1120 号でございます。

作品名は『ヒトラーVS. ピカソ 奪われた名画のゆくえ』、制作者名は「3D Produzioni and Nexo Digital」

公開時期は平成 31 年 4 月 19 日から、ヒューマントラストシネマ有楽町ほかでの公開を予定しております。

13 ページには、「対象区分」として高校生、「推奨にふさわしい理由」は記載のとおり。

また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としては、第 2 号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」及び第 5 号「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うもの」という申請内容でございます。

事務局といたしましては、11 ページの条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、13 ページの下段のとおり、第 2 号及び第 5 号に該当としたところでございます。

以上でございます。

○会長 では、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

では、特にならなければ、先ほどと同様の順でご発言をお願いしたいと思います。優良映画として推奨に賛成するのか、反対するのか。また、対象区分についても、事務局案は高校生からですね。それなどについてもどうお考えになるのか、ご意見をお願いしたいと思います。

F 委員からよろしく申し上げます。

○F 委員 見終わった感想としては、美術、芸術とは縁遠い身としてみれば、本当にちょっと難しかったです。

もうちょっとこう入り込みやすい、見やすい映画かなと思ってちょっと期待して行ったところもあったんですけども、かなり芸術に特化したような、それこそ、その方向に将来歩む青少年にとっては、見応えがある映画なのかなと思います。配給会社のほうも高校生からの

推奨ということで、多分そうそう簡単な映画じゃないということは自覚してのことだと思うので、高校生からの推奨であれば、賛成でお願いしたいです。

○会長 はい。では次、J委員。

○J委員 私もF委員と同じく非常に悩んだ点もあったのですが、内容はやはり少し歴史的な社会科だったり、世界史というところで皆さん勉強していらっしゃる場所では、網羅されていないその裏にある文化の収奪と言いますか、文化史に近いところがあると思います。これは、歴史が好きな、世界史が好きな生徒さんでも初めて知るような内容だと思いますし、難しいと思ったのですが、文化がどうして、ではいまここに残っているのかというのを考えたときに、例えばイタリアのフィレンツェのほうでは、メディチ家のほうを持っていた財産、たくさん美術品が残っていたのを全てその美術館に寄贈して残されているという、文化が残っている経緯と言いますか、歴史的な背景というのを知っていただく、生徒さんたちにもいいきっかけになるかなというふうには思っておりまして、やはり、例えばゴッホの1枚の絵というのを見たときに、その絵の価値というのが、どうしてここにこれがあるのかということも含めて、この絵がどこを渡ってきたのか、どういう歴史をたどってきたのかというのを知れるのは凄くいい機会かなというふうには思いまして、大変私も悩んだところはあったのですが、高校生以上ということで、推奨には賛成でございます。

○会長 次に、D委員。

○D委員 はい。これもやっぱり非常に難しい、確かに映画で、私もDVDを借りて2回見て、やっと理解できましたけども。文化を破壊していったという、もう一つのナチスの側面を知るという意味では、非常にいい作品だと思いましたけども。日本語吹替え版とかがあると、非常にわかりやすいのかなと思いましたけども、英語があったり、イタリア語があったり、ドイツ語があったりという作品なんで、やはり目で字幕も追わなきゃいけないし、絵画も見なきゃいけないしということで、なかなかすんなり理解するのが難しい映画だなという感じがしました。中身はいいんですけども、高校生が見て、すぐ理解できる人もいますけども、なかなか理解できない人もいると思うので、ちょっと保留という感じでしょうか。

推薦に近い保留ということでお願いします。

○会長 では次に、森山委員。

○森山委員 関心のある高校生、興味のある高校生が、知識を得るために見るのにはいいのかなという感じがしますので、高校生以上で推奨に賛成します。

○会長 では、H 委員。

○H 委員 これを見て、実は編集者時代に「ヒトラーの戦い」というので、私個人的には2カ月間ソ連からヨーロッパ、北アフリカ、アメリカと回ってですね、ヒトラーの戦跡をたどったり、もちろん強制収容所とかも見たんですけども、このもうひとつヒトラーの顔の中に、みずからが画家志望で、オーストリアで生まれて何回か挑戦するんですが専門学校に落ちてしまうのですよね。美術家、画家になれなかった。彼の描いた絵は、今でも残っているんですけども、要するに彼の目を見た、「芸術」と「退廃芸術」と、この見事な芸術の差の、余りに幼稚な見識がよくわかって、「キュビズム」とか「アバンギャルド」とかいう近代芸術なんかを全然理解できていないのですよね。彼の目を見たこの退廃芸術展というのが、いろんな場所で開かれて、好評を博したみたいなのが、割と映画ではそういうところがぼけておりましたが、ただ、ヒトラーを知っていないとこのバックグラウンドはちょっと理解できないんじゃないかなと、思ったりしますね。

ところが、今もテレビのドキュメンタリー番組なんかでヒトラーとかムッソリーニとかスターリンとかチャーチルとか、第二次世界大戦当時、その力関係もまあとにかくすさまじい戦争だったわけですから、そのことを見たり知ったりするのと同じように、この映画を通してヒトラーの権力の野望みたいなものや、この退廃芸術展と大ドイツ芸術展の、愚かさと言ったら語弊がありますが、こういう目を見てたのかということがよくわかるので、知識、教養として、あるいはその批判力、観察力を養うものとして見るのは、高校生の体験としては、いいのではないかと思いますので、私も高校生以上で推奨に賛成です。

○会長 B 委員。

○B 委員 私も難しくて、単純に考えますと、戦争というのはその悲惨な面とその中に隠れている独裁者たちが、文化まで利用しているというように見たんですね。芸術が政治にどれだけ利用されてきたかということも、内容に入っていると思うんです。美術館に掛けられている絵画というのは、数奇な運命をたどって、私たちが目にできているという今現在の状態を高校生はわかってくれるのではないかと思います。それを知ることと、それから悲惨な思い、戦争と平和という感じがわかるのではないかと思いますので、推奨でお願いしたいと思います。

○会長 K 委員。

○K 委員 私は、結論から言うと賛成します。それで、批判力を養うというのはどういうこと

なんだろうなとずっと考えていて、見ながらもこれは何を言いたいんだろうかというふうにずっと見ていたんですけれども、ナチスに限らず、どこか別の民族を抑え込もうとするときに、まず文化を破壊するというような部分の歴史みたいなものを思い返しながら、最後のほうにコメントの中で出ていたと思うんですけど、本当の悪人はいなかったというような発言があって、もう誰もが弱い人間だったのが、ああいうふうに扇動されていくというか、同じ方向に向かっていってしまったような部分に対して、あなたはどう行動していくんですかというのを、最後問かける内容だったのかなというふうに私は捉えました。

高校生にもなってくると、それぞれ自分の人生というのを考える中で大切にしなきゃいけないものというのを、自分できちんと守っていきなさいよということを考えてくれるかなと思いますので、推奨に賛成をお願いします。

○会長 E 委員。

○E 委員 はい、残念ながら見ることはできませんでした。

○会長 では、次に中崎委員。

○中崎委員 はい。私も絵画等に興味がないと、一度見ただけでは理解するの難しいかなと思ったんですが、芸術が政治的に利用される可能性とか、戦争で破壊されるものの中には文化もあるということが描かれているので、考えさせられる作品だと思いますので、推奨でお願いしたいと思います。対象は、高校生でよいと思います。

○会長 鈴木委員。

○鈴木委員 私も推奨で結構だと思います。理由も対象区分も事務局の案に賛成でございます。

○会長 G 委員。

○G 委員 はい。私も推薦でよろしいと思います。ただ、欧米のドキュメンタリーで、非常にテンポがよく、情報量が多くて、それを字幕で見せるもので、大人でも字幕を追っているだけで大変だというような状況でしたので、吹替え版があるといいなと思いました。ヒトラーや戦争については予備知識を持っているであろう高校生以上ということで、推奨ということでもよろしいと思います。

○会長 I 委員。

○I 委員 私も優良映画として推奨に賛成ですが、試写室で見せていただいたのですが、やはりもう一回これはビデオ借りて見なきゃだめかなというぐらい、複雑というか、理解していくのに時間がかかるので、やはり字幕だけ追ったり、その絵を見たり、その出演している人

たちのその表情を見たりというその三つを一度でやるのは結構大変でした。結論は推奨ということなのですが、やはり高校生レベルですね。それも、好きな人にとっては、その歴史とそれから政治、文化が全部絡み合っているんだということ。この絵がどうしてここにあるんだという、その辺もある程度明確にあって、そういう意味ではよかったと思います。

○会長 C 委員。

○C 委員 私も、高校生を対象に推奨で賛成です。文化芸術というのは非常に深みがあって、その人個人による価値観もいろいろ違うとは思いますが、ピカソが「この絵というのは、縦にも横にもなる」とここに書いてあるのですけれども、やっぱりそういった意味で、VS ヒトラーということで、こうした文化芸術に向き合ったこの声、今まで知らなかった高校生の人たちが見て、今まで知らなかったことを知ることだけでも深みが増してくるのかなと思っております。推奨に賛成です。

○会長 では、奥友委員。

○奥友委員 ドキュメンタリータッチで、世の中には知られていない事実、歴史的な名画の背景についてスポットを当てたストーリーについては非常に感銘しましたけども、余りに内容が何かマニアック過ぎて、これは青少年の推奨基準のどれに当たるのかなというのが、ちょっと疑問に思いましたので、私も保留という形でお願いしたいと思います。

○会長 西尾委員、お願いいたします。

○西尾委員 はい。私も推奨でお願いいたします。ナチスドイツの一面を語る歴史の1ページを描くという意味では非常に貴重なドキュメンタリーになっていると思います。個人的にもこのグルリット事件という自宅に絵画を1,280点隠し持っていた事件、これはテレビで特集になってたりしていたので、非常に興味深く見ていました。ただ、皆さん同じように、ついていくのに大変な映画で、すごく難しいなと思いました。ただ、高校生であれば、ぎりぎり大丈夫かなと思います。推奨でお願いいたします。

○会長 A 委員。

○A 委員 推奨に賛成です。対象年齢は高校生以上で良いと思います。内容としては、淡々と解説がなされているため、面白さよりも難しさを感じました。ただ、歴史を知る上では貴重な映画だと思いますので、推奨に賛成です。

○会長 では、会長代理。

○会長代理 私も高校生対象で推奨に賛成です。マイナス面を言いますと、これはナチスのこ

の絵画に対する政策の一つはその退廃的な芸術を排除しようという、イデオロギーの部分と、それからお金もうけをしようという、その二つの部分が映画自体は整理されているんですけども、わかりにくいところがありました。非常に複雑で重いテーマを字幕を使ってやっていて、難しい映画かなとは思いました。

しかし一方で、文化と政治の問題について非常に深いところで考えさせる。それから、ナチスの問題ですけど、これは 20 世紀の歴史上の出来事として、日本人が必ずしっかり知っておかなければいけないことで、私も戦後 70 年の年にドイツにも行ってきましたが、ヨーロッパでも、今も深い反省材料として取り上げられている。この映画で取り上げているのは各論部分と言えるかとは思いますが、このナチスの問題をよく考えていく一つの取っかかりにもなるということで、教養を深めていく、あるいは思考力を養うという意味で、難しい映画ではありますが、推奨でいいのではないかと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。それでは最後私から、今回は試写室で拝見いたしました。皆様おっしゃられたような、冒頭から非常に長い時間を使ったドキュメンタリーで、いろんなタッチでクルクルと動いていくところに、なかなか正直、追いついていけない。そこに、若干飽きてしまうお子さんも出るかなというような印象は持ったんですけども、最後のまとめのところで全体的に何の意図でこの映画がつけられたということが、はっきりと述べられていて、そういう意味では高校生がまあちょっと見ているの辛いなと思いつつ、でも何か新しい視点に気づくということでは意義があるのかなとは思いました。

また、一見、高校生だったら関係ないと通常思っている文化とか芸術と、それが歴史とか政治やあるいは権力とかそういうところと絡まっているのが、世の中なんだなということに気づいてもらうという点では、5 番の思考力、批判力、観察力を養うというのに寄与するのかなとも思いました。従って、高校生を対象に推奨ということでよいと思います。

以上、皆様に伺いまして、保留だけど推奨に近い保留かなというご意見もございましたので、おおむね皆様、高校生を対象に推奨で賛成ということで、それで答申をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○会長 では、事務局案で答申をするということで、よろしく願いいたします。

では、ここで最後に事務局から何かございますか。

○青少年課長 はい、それでは 16 ページをご覧ください。

都民の申出の2月処理分は、メールによるものが12件ございました。この内、11件につきましては、不健全図書指定に関するものでございまして、8月以降にご紹介させていただきました同じ図書類に関するものでございます。匿名での申出でございますが、内容等から考えますと、同一の方からの申出と推測されるものでございます。本件についても前回同様、条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断しているところでございます。

もう1件につきましては、優良図書の推奨についての申出となっております。

映画については推奨することになりましたら、映画事業者で映画のホームページなどに東京都の推奨映画である旨を掲載したり、映画ポスターを学校へ送っていただくなど、広報啓発を実施しているところでございます。図書についても、都で推奨するに際しては、少なくともそうした広報啓発を実施していただくという体制は必要であると考えており、都民の方が単に推奨してほしいというふうに来た場合には、お受けすることは適切でないと考えます。

そのため、今回については審議会には諮問いたしませんということにさせていただきたいと考えております。

都民の申出については以上でございます。

○会長 この件について、ご質問、ご意見はございますか。

では、事務局から何かございますか。

○青少年課長 あと一件でございますけれども、次回審議会でございますが、諮問予定の映画はございません。

事務局からは、以上でございます。

○会長 では、全体を通しまして何かご質問がございましたら、お願いいたします。

では、ないようでございますので、以上で調査・審議事項は終了といたします。

傍聴人の方が再入室するため、図書名がわかる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定するこ

とが適当であるという答申となりました。

また、映画『ヒトラーVS. ピカソ 奪われた名画のゆくえ』につきまして諮問を行いまして、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書のご告示予定日は平成31年3月15日金曜日、推奨映画の公告予定日は、平成31年3月19日火曜日、プレス発表は不健全図書類のご告示日前日の平成31年3月14日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。既にお配りしております、平成31年度の審議会開催予定では、4月8日、月曜日とご案内しておりましたが、組織改正等の都合により、1週間繰り下げさせていただきます。4月15日、月曜日の15時半からの開催に変更させていただきますと存じます。

○会長 次回は、4月8日の予定でしたが、組織改正等のご都合もあり、4月15日15時半からでございます。

また、平成30年度の審議会は、本日が最後となりました。また4月からは、もう次年度が始まるわけでございますけれども、次年度も各委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは本日は、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時58分閉会